

## 「信頼社会」構想の再検討とその可能性の探求

——ホームセキュリティサービス事業の事例研究を通じた理論的検討——

池谷 翼

### はじめに：問題の所在

本稿の目的は「信頼社会」と呼ばれる社会構想について理論と実証の両側面から批判的に検討を加えること、またその作業を通じてより実際の現実に即した「信頼社会」構想を彫琢する議論の足掛かりを提案することにある。

社会心理学者の山岸俊男は具体性を捨象した他者一般に対する信頼、「一般的信頼」の十分に醸成された社会を「信頼社会」と呼び、日本が将来的に目指すべき社会像だと主張する。山岸と同様、社会学における既存の議論においては、信頼という社会的形式が個人の直面する社会内の不確実性を低減させることにより行動可能性を拡張させ、また集団間の鏝としての役割を果たすと期待する肯定的な見方が一般的だったと言えよう。

しかし一方で、信頼という概念のもつ今日的有効性とその限界を反省しようとする試みはこれまで十分には行われてこなかった。そこで本稿では「信頼社会」の実現可能性と有効性を批判的に検討し、そこで顕になった限界点への対応策についても考察を加えることにした。

### 第1章 「信頼社会」を再構想するために——山岸俊男の議論についての検討

1章では、山岸の提唱する「信頼社会」構想を概観し、批判的に検討した。

そもそも山岸は信頼を(1)社会的な不確実性の存在に対して個人がとりうる有力な対処法であり、また(2)社会内で自己利益の最大化を果たす上で重要な位置を占めるものとして捉えていた。また山岸が「信頼社会」の必要性を訴えたのは、彼が(1)他者を「信頼」すること、そして「信頼社会」の形成が社会内で高まる複雑性に対する有力な対処法だと考えており、また、(2)一般的信頼の醸成が他者への「信頼」を増加させる結果に繋がると捉えていたことによる。

しかしこうした山岸の議論に対しては批判の余地がある。本章では、N.ルーマンが「信頼」と「慣れ親しみ」を概念的に区別する際に用いた仕方を参照しながら、山岸の用語である「信頼」と「一般的信頼」の両概念の間に厳密な概念的区別を設ける必要性を論じた。ルーマンによれば「信頼」と「慣れ親しみ」はいずれも他者存在に起因する不確実性を低減させる形式である。しかし両者には相違がある。それは「実存の構造」である「慣れ親しみ」は「行為の構造」である「信頼」の生起可能性の基盤足り得るが、一方でその可能性を決して完全に規定するわけではないという点だ。

この区別の様式は、「一般的信頼」と「信頼」にも当てはめられる。つまり確かに「一般的信頼」の醸成は「信頼する」という行動を人々が取りやすくする。だが「一般的信頼」の存在が「信頼」の生起可能性を完全に規定するわけではない。したがって真剣に「信頼社会」構想の実現可能性を検討するのならば、一般的信頼といった心的次元の問題だけではなく、行動の次元、つまり他者を「信頼する」と

いう行動そのものの生起可能性を問題としなければならないのである。

## 第2章 「信頼」の困難性——非合理性と「リスク」

2章では行動としての「信頼」を分析対象として取り上げ、「信頼」の基本的性格を明らかにするとともに、現代社会における「信頼」の生起可能性を考察した。

はじめにルーマンの信頼論を取り上げた。ルーマンの議論からは「信頼」とは将来生じる結果を現時点での「決定」によって引き受ける行為であり、「信頼」が要請されるのは常に「決定」の結果として将来的なリスクが問題として前景化する場合に限定されることが明らかとなった。また彼のリスク論を参照し、リスクをめぐる問題とは「ある決定を出来事へと帰属可能であるか」という問いに他ならず、また「リスク」の存在が逆説的に諸個人に対して現在時点での決定を可能にさせていることも示された。

以上を踏まえて、「信頼」がリスク引き受けの形式である以上、「信頼」それ自体が社会的次元において「リスク」として観察される可能性がある」と指摘した。つまり個人が「信頼」する／しないを「決定」すれば、それは社会的次元においては帰責のシンボルとして機能しうる。こうして現代社会における「信頼」の生起可能性の問いは、個人に将来的リスクの責任を帰属させる現代社会の傾向についての問いとして再定式化された。

再定式化された問いに対して、現代社会における個人化の進展と、いわゆる「自己責任」論の現代的趨勢を関連付けて論じた。たとえばライフコースの脱標準化という言葉は、諸個人の「自由な」人生選択が可能だと強調することで、個人の選択を形成する要因として作用したはずの個別的事情の存在を後景化させ、選択結果の責任を個人の判断力や道徳性へと帰属して解釈させやすくする恐れがある。このため現代社会は以前の時代と比較して、「信頼」した結果の責任を個人へ帰属しやすい傾向にあると考えられ、そのため諸個人が能動的に「信頼」を示す可能性については悲観的であらざるを得ないと指摘した。

以上で明らかとなった「信頼」の「限界性」を踏まえて、「信頼」と同等の機能を有する形式の存在を検討した。こうした形式として、ここでは「監視」を取り上げた。監視は「社会関係の非身体化」(Lyon 2001=2002: 50)を前提にしたリスク管理の形式であり、さらには高度に機能分化を遂げた現代の状況に良く適合した形式である。このため監視についての考察は同じく「信頼」の生起可能性を論じる上で欠かせない。

「環境管理型」監視の社会的浸透が、同一環境内での「信頼」の生起可能性に直接的な強い影響力をもつとは考えにくい。両者は相互に独立した現象でもない。なぜなら「信頼」と「環境管理型」監視の社会的配置は、同一の要因によって規定されていると想定されるからだ。そうした要因として、ここでは「あらゆる事柄に原因を求め、すべてを視野の内に収めようという衝動感」、「完全な知覚」(Lyon 2001=2002: 212-213)への欲望という文化的要因を取り上げた。

この上で「完全な知覚」への欲望の社会的強度は、「環境管理型」監視の浸透という社会現象の観察を通じて推量可能になると指摘した。ここに至って、ここで「環境管理型」監視を「信頼」の生起可能性の議論と結びつけて論じられるようになり、実証的な分析による「信頼社会」の実現可能性への議論の道筋が用意された。

### 第3章 消費活動を通じた「環境管理型」監視の受容過程 ——ホームセキュリティサービス市場の分析を中心に

3章では「環境管理型」監視の実証分析の題材として、日本におけるホームセキュリティサービス（以下、HSS）市場をとりあげ、これの発展過程を分析した。日本において現在「完全な知覚」への欲望がどれほどの強度を持っているのか、またそうした現在の状況の成立過程結果について明らかにすることが目的であった。

本章では分析手法として、(1) HSS の提供企業に着目し、どのような商品をどのような市場戦略のもと開発したかを明らかにし、また、(2) HSS に対する人々やメディアなどの社会的反応に着目するよう留意して分析を行った。なお分析対象期間は日本初となる HSS、「マイアラーム」（セコム）発売年である1981年から2010年までの約30年間に設定し、さらに期間を10～15年毎の3期間に区切って分析した。各期間の分節化は HSS 市場における企業動向の全体的な変化に対応している。

### 第4章 「完全な知覚」への欲望の今日的状況

4章では3章の結果を元に、「完全な知覚」の欲望の今日的状況について考察した。3章の分析の内、特に注目すべきは(1) 2000年代以降、統計資料によっても具体的に裏付けられているように、HSS 市場は現在に至るまで規模を拡大し続けていること、また(2) 市場全体の動向として HSS はセキュリティ機能以外にも医療サービスや総合的な日常生活支援サービスなどと深く関連し合いながら発展を遂げてきたこと、そして(3) 社会的反応、特に新聞記事においては HSS 市場の成長を諸種社会環境の変化や犯罪不安を結びつけて論じていること、の3点である。

したがって現在の日本においては(1)「監視」という「合理的」な手段によるリスク管理・制御の達成を企図する傾向が強まり、(2) 管理・制御の対象とするリスクの種別が多様化していることを確認できる。これらは、日本において「完全な知覚」の欲望が諸個人間で高い強度を有しているとみなすに十分な判断材料を提供する。しかし一方で(1) HSS 市場はその市場発展過程においてたびたび世帯間普及率の低さなどが警備業界内外から指摘されている、(2) 低価格化路線が大手警備会社にとって1つの主要な戦略として採用されている、といった諸事実も分析から判明している。このため「完全な知覚」への欲望の高強度化の進行という推測には一定の留保を設ける必要がある。

以上を総合して、人々はリスクに対する「合理的」な管理・制御の徹底化を必ずしも欲望しているとは言えず、このため「非合理的」な契機を内包する「信頼」が生起する余地は依然として残されている。したがって、「信頼社会」構想の実現可能性は現在においても今日においても存在すると指摘した。

### 第5章 おわりに——今後の展望

5章では論全体の総括として「信頼社会」構想の実現のためには(1) 個人化の進展に伴う「自己責任」を問う風潮の強まり、(2) 「完全な知覚」への欲望の強まりという2点への対処が求められると指摘した。このように「信頼社会」構想の実現を阻む要因を具体化し、理論的に記述した点に、本稿の意義はある。

#### 【引用文献】

Lyon, David, 2001, *Surveillance society Monitoring everyday life*, Buckingham: Open University Press. (=2002,

川村一郎訳『監視社会』青土社.)

東浩紀・大澤真幸, 2003, 『自由を考える 9・11以降の現代思想』NHK ブックス.

山岸俊男, 1998, 『信頼の構造——こころと社会の進化ゲーム』東京大学出版会.

———, 1999, 『安心社会から信頼社会へ 日本型システムの行方』中央公論新社.

## 「心の専門家」の制度的展開

酒井 宏 明

本論の目的は「心の専門家」——具体的に「臨床心理士」「カウンセラー」などとして知られているような、高等教育で講じられる臨床心理学分野の専門知識・専門技術を用いる職業的活動に従事する人びと——の制度的・歴史的抬頭について社会学的研究を展開することにある。現代は「心の時代」と呼ばれて既に久しく「心の専門家」の社会的重要性も広く認知されているといえよう。現代社会論においては、これに関連して、現代日本社会を「心理学化」した社会として論評する向きもある。その一方で、特定職業が専門職としての社会的地位を確立するか否かには、当該職業の集団の政治的企図、さらには制度的背景が深く関連している。そこでこれらを詳らかにするため、本論の前半部分では現代日本社会論としての「社会の心理学化」論、英米圏の社会学に学説的蓄積のある専門職論を検討・再考した。

まず、「社会の心理学化」とは、多様な社会的領域において「心理療法」的技術の使用や言説が隆盛する事態を指示し（櫻村 2003: 229）、さらには、心理学の専門知識・専門技術が日常生活者である人びとの間で広く受容されることによって、特定の心理学的な「ものの見方」が普及するという今日に一般的な趨勢も意味する（森 2000など）。あらためて、これらの議論の理論的形式に強い影響を与えているのは P. L. Berger の議論である。第一に、彼が「心理学」と呼んで探究の対象としているのは——専門家に独占される秘儀的なものではなく——むしろ人びとが世界の認知や自己アイデンティティの構成に利用する知識である。というのも第二に、彼は「人間は自らを経験するのみならず、説明することへと運命づけられている」という人間学的前提のもと、この目的のため何らかの「心理学的モデル」があらゆる社会に供給されており、また当該の社会構造と「心理学的モデル」に選択的親和性があるのだと説くからである（Berger 1965）。実際に彼は、当時のアメリカ社会において、人びとが世界と自己を理解し説明するにあたって強大なる影響力を有していた「文化現象としての精神分析」に注目している。では、「社会の心理学化」論者たちが言及する、自己実現が重要視される傾向からアディクションに至るまでの、心理学化した社会にかかわる多彩な経験の対象は、どのような社会構造と関連があるのだろうか。「社会の心理学化」論においては、このように多様な参照対象があれど——Berger のいう「心理学的モデル」との連関が指摘可能である——現代日本の社会構造への共通認識が存在しており、これが強調される。それは、後期近代社会の（A. Giddens 流の描出とは異なる）よりネガティブな側面であり、主体に過度の自律性と自己統治が求められるというものである。これこそが「社会の心理学化」論における通奏低音をなしている。しかしながら、彼らの議論は、いったいどの時点の日本社会と比較して心理学化が進行しているのかという問題に逢着する。歴史社会学的観点ならびに心理学史的観点に鑑みても、人びとにおける通俗的心理学知の流行は以前より一貫して在る現象であり、また他方で、今日においては「生物学化」が進展し、もはや「個人の心」の次元を等閑視する傾向すら強くなっている（Cf. Rose 2003）。さらには、一見して心理学化に反する後者のこの趨勢すら、「社会の心理学化」論者が強調する上述の今日的な社会構造と関連しているといえよう。

他方、初期職業社会学の伝統下で専らその要件をめぐって百家争鳴の様相を呈していた専門職に関しては、T. Parsonsに代表される機能主義的社会理論の退潮において、研究の大きな分水嶺が析出される(Collins 1991)。これ以降、E. FreidsonやR. Collinsのように、専門職を地位の独占者・支配者とみなす専門職観が主流となる。ここであらためて注視すべきは、H. L. Wilenskyによる「専門職化」についての古典的研究である(Wilensky 1964)。彼は、専門職がその各種要件を具備するには一定の発展段階を辿るという「自然史」的経路を発見すると同時に、社会的地位がより確立されていない専門職はこの発展段階から逸脱する——たとえば、より早期に職能団体設立や倫理綱領制定を行う——傾向を指摘した。これが照射するのは、たとえば医師や弁護士のような専門職が具備している制度的要件を満たそうとする戦略的な専門職化という政治的企図に、多くの職業的集団がとりこんできたという点である。さらに、A. Abbottにより提唱されている専門職に関する最も新しい体系的理論は、それぞれが自らの職務管轄権 jurisdiction を主張して他の専門職を排除しようとする各専門職からなる、生態群・システムの観点から分析を行う(Abbott 1988)。かかる視座のもと、果ては業務独占や自己規制の確立、公的資金の拠出等を求めるアクターとしての職能団体の政治的活動を見据えることができる。さらに、新制度派組織社会学の知見によれば、専門職は「合理化された神話」に他ならない(Meyer and Rowan 1977)。組織がその公式構造の内部に専門職をくみこむことは、高度に遍く自明視されているので、当該組織の制度的環境に対して自らの社会的正当性を顕示することに貢献する。

さてここまでを振り返るに、1988年に誕生した臨床心理士は「社会の心理学化」の証左であるばかりか「心の専門家」の専門職化という企図の結晶である。臨床心理士資格制度は目下日本の心理学関連学会において最大会員数を擁する日本心理臨床学会により強力に推進された。だが、比較的よく知られているとおり、現行の臨床心理士制度と同一名称かつ同様な内容の資格が、それ以前の1960年代末時点で認定開始寸前に事実上凍結されている。本論の後半部分では第一に、この時期の資格制度化プロセスの具体的展開を、戦後のアカデミック心理学の隆盛と資格認定運動の萌芽期から(当時の資格認定運動の中心にあった日本臨床心理学会の発行資料を主として)その蹉跎に至るまで再訪した。そして第二に、この当時から——また現行の臨床心理士制度発足以降も——関係者にとっての関心事であった「心の専門家」養成体制の基礎にある高等教育機関における心理学関連の学部・学科の増設に関する問題を論じた。具体的には日本の高等教育行政の軌跡の概略とともに、逐次刊行物『全国大学一覽』各年度版に依拠し、4年制大学における心理学関連の学部・学科の量的規模の概況・推移を把握した。

あらためてN. Roseが論じるとおり、そもそもアカデミック心理学の社会的・制度的定着と興隆は民主主義的社会体制の確立と深く関係している。心理学的専門知・専門技術は、民主主義的思考様式と合致した方法でこれを導入する諸権威を「倫理化」し正統化する権能を有するのだ(Rose 1996: Chap.6)。心理学史によれば、心理学の専門家の制度的定着は(一部の各種法令規定に代表されるとおり)戦後日本社会の民主的諸改革に関連性がある。そして、この時期「心の専門家」に統一的な資格認定を行い社会的・経済的地位向上を図るという専門職化の企図は、日本応用心理学会によって着手された。この運動は1959年発足の日本教育心理学会ほか関連学会・団体をまきこんだプロジェクトへと発展する。このように、心理学関連学会は知的生産活動の単位に留まらない側面も有していたのである。これに中心的アクターとして参画したのは1964年発足の日本臨床心理学会であったが(丸山 2004; 堀 2011)、同会は学会組織にあっては異例のことにその組織アイデンティティとして「現場の臨床家の組織」を高らかに掲げていた。資格認定内容が具体化するにつれ、公的資格でないことや精神科医の職域との問題等、資

## 優秀修士論文概要

格内容の有効性に対して、一部「現場の臨床家」の会員による異議の声が高まる。また、政治の季節のただ中であって、1969年の時点で初めて、自らの専門的実践や政治性を自省し自己批判する一部若手会員の明確な声を確認することができる。結果として、同年の第5回大会にて「臨床心理士」資格認定事業開始中止を主旨とする声明文が採択され、これが「現場の臨床家の組織」である日本臨床心理学会の正式な意思表示となった。かくして、臨床心理士資格制度化は上の1988年を待たねばならない。

いまひとつ、大学学部・学科の増設に関する問題についていえば、認可行政を中心に展開してきた高等教育政策との関係如何がきわめて重要であるのは贅言を要しない。高等教育行政は、大学新設ならびに学部・学科増設を1970年代以降2000年初頭に至るまで厳格なる認可行政を通して強く制限してきた。その一方で、教育社会学の高等教育論が示すのは、この一般的「抑制方針」とはうらはらの、1980年代末以降の高等教育の規模拡張である（天野 2003など）。すなわち、大学における入学定員数はこの時期以降増加の一途を辿る。しかしながら、「スクールカウンセラーの計画的養成」に係る学科——つまり心理学科・臨床心理学科等——の設置が抑制対象の例外とされる時点まで、こと心理学関連の学部・学科の増設に関しては抑制方針が実際に堅持されてきたことが明らかとなる。たとえば「心理」という語句がその名称に含まれる学科の増設について1981年度から99年度までの19年間は16件に留まるのに対し、2000年度のみでなんと14件もの増設が見られ、以降も同様の傾向が看取される。だがその一方で、抑制方針からの除外を契機に（私立）大学運営に関連して急激なるまでの制度的伸長を遂げた心理学関連の学部・学科の存立の不安定さが示唆されよう。

### 参考文献

- Abbott, A., 1988, *The System of Professions: An Essay on the Division of Expert Labor*, The University of Chicago Press.
- 天野郁夫, 2003, 『日本の高等教育システム——変革と創造』東京大学出版会.
- Berger, P. L., 1965, "Towards a Sociological Understanding of Psychoanalysis," *Social Research*, 32(1): 26-41.
- Collins, R., 1990, "Changing Conception in the Sociology of Professions," R. Torstendahl and M. Burrage eds., *The Formation of Professions: Knowledge, State and Strategy*, Sage Publications, 11-23.
- 堀智久, 2011, 「専門性のもつ抑圧性の認識と臨床心理業務の総点検——日本臨床心理学会の1960/70」『障害学研究』7: 249-74.
- 樫村愛子, 2003, 『「心理学化する社会」の臨床社会学』世織書房.
- 丸山和昭, 2004, 「専門職化戦略における学会主導モデルとその構造——臨床心理士団体にみる国家に対する二元的戦略」『教育社会学研究』75: 85-104.
- Meyer, J. W. and B. Rowan, 1977, "Institutionalized Organizations: Formal Structure as Myth and Ceremony," *American Journal of Sociology*, 83: 34-63.
- 森真一, 2000, 『自己コントロールの檻——感情マネジメント社会の現実』講談社.
- Rose, N., 1996, *Inventing Our Selves: Psychology, Power, and Personhood*, Cambridge University Press.
- Rose, N., 2003, "The Neurochemical Self and Its Anomalies," R. V. Ericson and A. Doyle eds., *Risk and Morality*, University of Toronto Press, 407-37.
- Wilensky, H. L., 1964, "The Professionalization of Everyone?" *American Journal of Sociology*, 70(2): 137-58.